

平成28年度〔第4四半期〕随意契約の結果（500万円以上の工事、物品、委託）

警察本部

（注）※1、※2の説明

表頭欄の「根拠法令」(※1)は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合（性質又は目的が競争入札に適しないもの）については、「適用類型」(※2)に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織 の名称	事業名	契約内容	契約期間(履行期間) (物品購入契約は契約締結日)	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由等	根拠 法令 ※1	適用 類型 ※2
会計課	物品購入	車両用燃料(県内給油1 月分)(単価契約)	平成29年1月1日 ~ 平成29年1月31日	滋賀県石油協同組合	10,509,600	警察業務の特殊性から平日、休日の別なく、県内のあらゆる場所において給油する必要があり、この条件を満たすことができるのは県内大部分の給油所が加入する当組合だけであるため	2	3イ
会計課	甲賀警察署多羅尾警察 官駐在所改修工事	甲賀警察署多羅尾警察 官駐在所改修工事一式	平成29年1月13日 ~ 平成29年3月28日	有限会社滋賀興業	20,304,000	事後審査型一般競争入札を実施したが、不落により不落随契に移行したため。	8	
会計課	物品購入	車両用燃料(県内給油2 月分)(単価契約)	平成29年2月1日 ~ 平成29年2月28日	滋賀県石油協同組合	10,733,700	警察業務の特殊性から平日、休日の別なく、県内のあらゆる場所において給油する必要があり、この条件を満たすことができるのは県内大部分の給油所が加入する当組合だけであるため	2	3イ
会計課	物品購入	車両用燃料(県内給油3 月分)(単価契約)	平成29年3月1日 ~ 平成29年3月31日	滋賀県石油協同組合	10,733,700	警察業務の特殊性から平日、休日の別なく、県内のあらゆる場所において給油する必要があり、この条件を満たすことができるのは県内大部分の給油所が加入する当組合だけであるため	2	3イ